平成２７年（フ）第１５４号
静岡県焼津市中新田1335番地の１　オーキッド101号室、旧住所静岡県藤枝市藤岡３丁目１番４号　県営藤岡団地４棟302号
債務者　朝比奈英子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３０号
静岡市駿河区中島1206番地　有賀アパート
債務者　加藤　久明
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３４号
静岡市駿河区中田本町２番30号
債務者　山崎真理子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月29日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６号
愛知県豊川市市田町財木屋47番地　アムール財木屋Ｂ棟201号、従前の住所愛知県豊川市新道町２丁目84番地の１　フォレストヒル106号
債務者　加藤　達也
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４１３号
横浜市南区六ツ川１丁目104番地　ヒル・トップ102号
債務者　西宮富士子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２１号
横浜市神奈川区羽沢南４丁目10番９号
債務者　橋本　　千
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３号
東京都東大和市清原４丁目１番地16―408号
債務者　相澤　友江
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２号
栃木県那須塩原市若葉町７番６号　真島マンション３―605号、前住所栃木県那須塩原市美原町４番地396
債務者　安川　順一
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１３号
栃木県那須塩原市西三島７丁目236番地19　パークサイドハウスＪ・Ⅱ―102号
債務者　佐藤美沙恵
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１０号
千葉市稲毛区作草部１丁目20番２棟405号
債務者　山下　ハル
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４２号
東京都府中市西府町３丁目８番地の８ルミエール西府Ａ棟110
債務者　永井　英俊
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０４号
静岡県浜松市中区上浅田１丁目13番43号　コーポ浅間101、前住所静岡県磐田市城之崎４丁目３番地４
債務者　金子　真琴（旧姓萩野）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３５２号
神奈川県藤沢市辻堂１丁目４番23―301号
債務者　三澤　伸志
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１９号
神奈川県鎌倉市台４丁目１番13号
債務者　村上　洋一
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３７号
横浜市神奈川区羽沢町1567番地　グリーンハイム羽沢205号
債務者　小暮　慶子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部